平成20年度　第３回　金沢市都市景観審議会

日時：平成21年２月25日（水）14:00～16:00

場所：金沢市役所７回全員協議会室

１　開会

２　局長あいさつ

３　会長あいさつ

４　議事

（１）金沢市景観条例（案）について（報告事項）

（澁谷会長）　本日の終了時間は午後３時 30 分ごろを予定しております。よろしくご協力をたまわりますようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、報告事項であります「金沢市景観条例（案）」ならびに、審議事項であります「金沢市景観計画（素案）」について、まず事務局から説明をお願いします。

（事務局）　景観政策課の次郎間です。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の方に資料１ということで、こちらの方の資料を使いまして、一番目の報告事項でございます、「金沢市景観条例（案）」についてご説明をさせていただきます。今日ご説明させていただく新しい景観条例でございますけれども、３月３日から始まります、平成 21 年第１回金沢市議会におきまして新条例の議案として上程をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それでは、資料の方、一枚めくっていただけますでしょうか。「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する新景観条例」の概要についてです。

「１．景観法と新景観条例の関係」についてです。景観に関する初めての総合的な法律として、景観法が平成 16 年に制定されました。平成 17 年６月には全面施行となっております。この景観法では、良好な景観は国民共通の資産との基本理念を示し、住民・事業者・行政の責務を明確化し、景観を整備・保全する観点から、建築物や開発行為等について規制誘導を行う仕組みを創設しております。この景観法の制定を踏まえまして、景観法

において法律を活用した実効性ある規制誘導策を行う。市条例におきまして、本市独自の景観施策や支援制度、啓発施策を行っていくという役割分担のもとで、本市ではより積極的に美しい景観のまちづくりを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

「２．新条例の構成」についてご説明をさせていただきます。新しい景観条例、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」でございますけれども、大きく分けて３つの部分に別れております。まず、１番目が市の景観施策に取り組む基本姿勢を明示する、景観の基本条例としての位置づけがございます。この中では、条例の目的・基本理念・各主体の責務・景観総合計画の策定の手続き等を規定しております。緑の部分です。２番目の部分、景観法における条例委任規定等の整備でございます。こちらでは、景観計画の策定、それから届出対象行為について、景観審議会にご意見を聴く手続きなど、必要な規定を整備しております。最後の３番目になりますが、こちらの方が市独自の景観政策を規定しているところでございます。本市独自条例としての部分でございます。これまで取り組んでまいりました眺望景観、指定保存対象物、支援制度、普及啓発等を規定している部分になってまいります。章の構成としましては、前文、それから第１章、第２章、こちらが基本条例の部分でございます。第３章、オレンジ色の部分ですが、こちらが法から委任を受ける委任条例の部分、４章、５章については、市独自条例の部分ということでございます。各章について概要について、ご説明をさせていただきます。

「３．新条例の概要」でございます。「１）前文（制定理由）」でございます。こちらの方、ちょっと原文を読ませていただきます。本来、条例ですので、「である」調の文章ですが、今回概要ということで一部原文のまま、その他の部分については「ですます」調で、ちょっと分かりやすくさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

前文です。「私たちのまち金沢は、四季の移ろいを際立たせる恵まれた自然や地形を背景に、歴史や文化に培われた個性豊かで美しい景観を形づくってきた。この金沢固有の魅力ある景観は、まさに、先人の努力の成果を受け継いだかけがえのない市民共通の財産であり、これを大切にしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、人間性あふれる都市として健全に発展していくことが私たちの願いである。

ここに、私たちは、さまざまな主体の参画のもとに英知を結集し、ともに美しい景観のまちづくりを積極的に推進することにより、金沢をさらに美しく魅力あふれる快適なまちに育て、これを後代に継承するため、この条例を制定する。」というふうになっております。

「２）目的」の部分になります。こちらの方では、この条例の目的を明記させていただいております。この条例は、美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的とします。

「３）基本理念」にまいります。こちらの方は、この新しい条例で追加になった部分になっております。ご説明が遅れましたが、このＡ３の紙３枚の後ろに、Ａ４の部分がございまして、こちらの方が現行の景観条例でございます。この現行の景観条例の考え方・目的、こういったものは新しい景観条例に引き継いでいるとご理解いただけたらと思っております。参考として資料を付けさせていただきました。よろしくお願いいたします。　基本理念にまいります。美しい景観のまちづくりは次に掲げる内容を基本理念とします。「①郷土に対する誇りと愛着を持つことができる良好な環境の形成を図ること。②地域の自然や歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和する土地活用等を通じて、美しい景観の整備や保全を図ること。③市民や事業者と市がそれぞれの役割を確認し、相互の理解と連携のもとで協働すること
。」でございます。

「４）各主体の責務」でございます。こちらの方は、現行の条例にも、市の責務、市民の責務ということで設けられていたところでございます。「金沢市の責務。基本理念にのっとり、美しい景観のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施すること。計画の策定に際しては、市民や事業者の意見を十分に反映させるよう努め、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じること。美しい景観のまちづくりにおいて、市民および事業者の主体的な取組に配慮しながら、先導的な役割を担うこと。」でございます。

次のページをお願いいたします。「市民の責務。自らが美しい景観のまちづくりの主体として、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力すること」。

「事業者の責務。自らの事業活動に関し、美しい景観のまちづくりの重要性を認識し、理解を深め、自ら積極的にその推進に努めるとともに、市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力すること。」でございます。

第７条の「建築物等の設計事業者等の責務」でございますが、こちらの方はこの新しい条例で追加をさせていただいた部分になってまいります。「建築物等の設計又は工事の施工を業として行う者は、美しい景観のまちづくりの推進のために自らが果たすべき役割の

重要性を認識し、その先導的な役割を担うように努めるとともに、市が実施する美しい景観のまちづくりに関する施策に協力すること。」でございます。

「５）景観総合計画に関する事項」でございます。こちらも新しい景観条例で追加になった部分になってまいります。この「景観総合計画」でございますが、本市の景観に関する最上位計画の位置づけでございます。この「景観総合計画」の策定等の規定を整備いたします。市長は「景観総合計画」を定める際は、景観審議会の意見を聴くほか、市民に公表することといたしたいと思っております。

「６）景観法の施行に関する事項」でございます。先ほど、法の委任の部分がございますとお話させていただいた部分に該当いたします。第９条から第２６条のあたりを予定しております。「景観法は、景観計画区域内での建築物の建築等一定の行為について届出を求め、『景観形成基準』に適合していない場合に、勧告、変更命令を行うことで景観計画の実現を図ることとしています。新条例では、法に基づく届出対象行為を規定するなど、市が定める景観計画を運用する上で必要な規程を整備します。

まず、景観計画の策定の手続き等でございます。市は、本市の全域を景観計画区域とする景観計画を定めます。その際には、景観審議会の意見を聴くこととします。景観計画の変更の場合も同様でございます。景観まちづくり協議会、これは後ほど出てまいりますが、この景観まちづくり協議会という団体を、景観計画の変更を住民提案できる、そういった団体だということで位置づけてまいります。

次に、景観計画に定める事項でございます。市長は、景観計画区域内で特に美しい景観の形成を図る必要がある区域を、①伝統環境保存区域、②近代的都市景観創出区域、③伝統環境調和区域、④重要広域幹線景観形成区域として定め、景観計画区域とそれぞれの区域ごとに『景観形成基準』を定めます。

右側の方に移ります。景観法に基づく行為の制限でございます。こちらの方は、景観法の第 16 条第１項関連の法に基づく委任の部分でございます。景観計画区域内において、法第 16 条各号の行為（後ほど説明をさせていただきます）をしようとするものの行為は、景観計画基準に適合するものでなければなりません。ただし、法の規定で義務付けられたもの、たとえば高層ビルに設置が義務付けられております航空障害灯などは除くことになります。さらに、景観計画区域内において、届出を要する行為のうち、条例で定める行為を規定してまいります。こちらの方、①から⑥の対象行為を書かせていただいておりますが、①建築物の建築等、②工作物の建設等、③都市計画法で規定する開発行為、この①か

ら③につきましては、景観法で届出対象行為と定められているものでございます。④から⑥、土地の形質の変更等、木竹の伐採、物件のたい積については、法に委任を受けまして本市の条例で規定を行う部分でございます。こちらの、①から⑥のこの行為が、先ほど申しました法第 16 条各号の行為に該当してまいります。

次に、届出を要しない行為等についてご説明をいたします。「景観計画区域内において届出を要しない行為のうち条例で定める行為は、美しい景観の形成に支障を及ぼすおそれのない行為や他の法令で美しい景観の形成のための措置が講じられた行為で、規定で定めるものとします」。通常の管理行為あるいは非常災害時に行う行為については、景観法においてすでに届出を要しないということが規定されております。

「特定届出対象行為」でございます。変更命令の対象となる行為を条例で定めることになります。本市では、①建築物の建築等、②工作物の建設等といたしたいと考えております。

「違反行為に対する手続き」でございます。「景観計画区域内において、『景観形成基準』に適合しない行為をした者又はしようとする者に対する手続きを定めます」。各段階で景観審議会のご意見を聴くあるいは聴くことができるという規定にいたしたいと考えております。各段階ですが、①助言又は指導、②番目の段階として勧告、③番目は助言指導に基づく報告を受ける、それから職員が出向いて実地調査を行う。④番目については、勧告に従わないものに対する氏名公表、こちらの部分が条例で定めた手続きでございます。⑤番目の変更命令、それから⑥番目の原状回復命令については法で規定がされているものでございます。法におきましては、それ以外に、届出が必要な行為なのに届出を出さなかった、そういった無届けの違反に対する罰則も定められております。

次に、「景観重要建造物、樹木の指定等」についてです。市長は、景観上重要な建造物、樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、管理の方法の基準や届出の手続き等を定めることになります。以下の場合には景観審議会のご意見を聴くことといたします。①景観重要建造物あるいは樹木の指定あるいは解除の場合、②原状回復命令又はこれに代わるべき必要な措置命令を出す場合、③勧告を行う場合を規定させていただきたいと思っております。

３ページ目をお願いいたします。こちらからは、市独自の景観施策に関する事項に入ってまいります。第 27 条から第 49 条を予定しております。これまで、本市が独自に行ってきた「眺望景観の保全」や「指定保存対象物」に関する施策を新条例に継承するほか、本

市の美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為に対する助言、指導、勧告に関する規定を整備します。美しい景観のまちづくりに関する啓発や国等への協力要請、必要な援助や表彰を行うために必要な規定を整備します。本市における美しい景観のまちづくりについて、多様な主体が参画する景観協議会の認定に対する規定を整備します。この景観協議会は冒頭ご説明しました、第 13 条に規定する景観計画の変更を提案できる団体という位置づけをしてまいりたいと思います。

まず、「眺望景観の保全」でございます。現行の景観条例で指定された保全眺望点や眺望景観保全区域、眺望景観形成基準は、本市独自の景観施策として、新条例に継承します。眺望景観形成区域内において建築物の建築等を行う者の行為は、「眺望景観形成基準」に適合するものでなければなりません。「眺望景観形成基準」に適合しない行為をしようとする者又はした者に対する手続きを定めます。各段階で、景観審議会のご意見を聴く、あるいは聴くことができる規定としてまいりたいと思っています。①助言又は指導、②勧告、③指導勧告に基づく相手方からの報告、それに対する職員が出向いての実地調査、④氏名公表という段階でございます。

次に、「指定保存対象物の指定等」についてご説明いたします。現行の景観条例で指定を受けております指定保存対象物、こちらの方は歴史的に貴重な建築物・遺構、そういったものを指定させていただいているのですが、これにつきましては本市独自の景観施策として新条例に継承いたします。指定保存対象物の行為の届出や所有権の移転の届出当の規定を定めてまいります。上記の届出について、必要がある場合は、助言、指導、勧告等を行いたいと考えております。

次に、「美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれのある行為」でございます。こちらの方でございますが、現行の条例の方になりますが、第 13 条、Ａ４の資料の７ページでございます。第 13 条、都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある行為ということで、現行の景観条例におきましても、指定された区域外においても本市の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある行為については、この都市景観審議会で協議をいたしましょうという規定を設けておりました。新しい景観条例におきましては、届出の区域が全市に拡大することになります。この新条例におきましても審議会を置いて、美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときにつきましては、景観審議会のご意見を聴きながら、助言、指導、勧告を引き続き行っていきたいと考えるところでございます。

右側の方にまいります。「美しい景観のまちづくりの啓発等」でございます。本年１月に金沢の景観を考える市民会議を開催させていただきました。その際に景観サポーターは、市民の方から公募いただいた方の任命もさせていただいております。こういった美しい景観のまちづくりの啓発に関する規定をこの部分で整備してまいりたいと思っております。

また、市長は必要があると認めるときには、国・県、その他関係団体に対し、美しい景観のまちづくりについて協力を要請してまいります。美しい景観のまちづくりの推進を図るための支援制度に関する規定もこちらの方で整備してまいります。また、美しい景観のまちづくりに著しく貢献していただいた市民の方、企業の方あるいは地域の団体等を表彰する、そういった規定も整備してまいりたいと思います。

次に、「景観まちづくり協議会」でございます。美しい景観のまちづくりに必要な協議を行う団体として、景観まちづくり協議会の認定制度を整備します。多様な主体が参画し、協議を行うことで、本市の美しい景観のまちづくりの推進を図ります。景観まちづくり協議会で協議が調った事項については、その構成員は、協議結果を尊重しなければならない旨を規定しています。景観まちづくり協議会は、条例の冒頭にありました、景観計画の策定や変更を提案できる団体として指定をさせていただきたいと思っております。この景観まちづくり協議会なのですが、現在事務局の方で想定しておりますのは、少しローカルな部分の地元の町会の単位の中で自分たちの町会の建物について少しルールをつくろうじゃないかと、そういった取り組みが行えるような団体の規定を考えております。そういったところで、地域の景観を考える活動が徐々に育ってまいりましたら、この景観法において少しグレードの高い、準景観地区、あるいは景観地区といった制度がございます。そういったところに移行していくような、その足がかりになるような団体になっていただきたいということで設けております。

次に、「景観審議会」でございます。現行の景観条例の金沢市都市景観審議会を継承し、この条例に景観審議会を設置します。景観審議会は、20 人以内の委員で構成し、美しい景観のまちづくりに関する事項を調査審議し、市長の諮問に応ずるほか、市長に意見を述べることができます。審議会に、必要な事項を専門的に調査研究するために、専門部会を設置します。

「８）雑則」にまいります。「規則への委任」ということで、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」。これは原文のままでございます。

最後になります、「９）付則」です。「この条例は、規則で定める日から施行します」。

後ほど、景観計画の中でもお話があろうかと思いますが、本年の秋、10 月ごろを施行の時期にしたいと考えております。現行の景観条例は廃止いたします。現行の条例で指定された眺望景観や指定保存対象物については、新景観条例で指定されたものとみなします。金沢市都市景観審議会は、金沢市景観審議会に同一性をもって移行します。新景観条例施行に伴い、他の条例、これは、景観に関連する条例、寺社風景、用水保全条例、こまちなみ保存条例といった景観に関連する条例が７つほどございます。こういった条例につきまして、届出の対象行為、こういったものを整えるということでこの新景観条例の制定に伴いまして、景観関連条例の一部を改正してまいりたいというふうに考えております。以上です。

（２）金沢市景観計画（素案）について

（澁谷会長）　ありがとうございました。続いて都市景観計画素案について説明をしてもらうことになっております。それではお願いいたします。

（事務局）　景観政策課の本光と申します、よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、資料番号２番、金沢市景観計画（素案）についてご説明申し上げます、まず、最初にちょっと資料の順序が逆になっておりますが、白いＡ３で閉じてある一番巻末のところにＡ３の同じサイズで、景観関連のスケジュールというものがございます。裏面にもありますが、まずこちらの方をご覧いただけますでしょうか。

これで、まず景観関連ということで、今年度 20 年度後半までのスケジュールについてあらためてご報告申し上げます、12 月に前回の景観審議会の方でご説明させていただいたとおり、11 月の末から 12 月にかけて、まちなかの区域を中心として地元説明会を開催いたしました。その後、年が明けまして、平成 21 年１月からまた景観計画素案という形で、地元説明会、これは主に郊外部に付きまして都市計画のマスタープランの地元説明会もありましたが、それとあわせて合同でという形で、７つのブロックで地元説明会に入りました。同時期に先月の 19 日になりますが、事業者説明会というものを開催しまして、先ほど来、条例の中でも説明がありました、具体的に届出対象行為に関わる事業者の方々、住宅メーカーですとか、建築設計者ですとか、建設会社等々そういった方々に対し説明を

行いました。１月 19 日の事業者説明会が終わりました翌日、１月 20 日から２月 18 日にかけて、景観計画の素案について、金沢市のホームページ上で公開し、広く市民の方からご意見をいただくパブリックコメントを実施いたしております。併せて、また、２月に入りましてからもう一度、事業者説明会に準ずるものとしまして、石川県建築士会の金沢支部という組織の集まりが２月にございまして、そちらの方でもご説明させていただきました。以上、全体では、11 月から 12 月にかけてのまちなかを中心とした地元説明会で約 600 名、それから郊外部の地元説明会７ブロックで約 200 名、それから、事業者説明会、今お話した２月に入ってからの建築士会を対象とした方々も含めると約 200 名、計合わせて約 1000 名弱の方に、景観計画の素案についてご説明してきたところでございます。

また、一方で地元の住民の方々に関しましては、説明会にいらっしゃらなかった方に対しましても、班回覧ということで素案の内容についてご覧いただけるような体制で進めてまいりました。

そのような、地元説明会・パブリックコメントでのご意見を踏まえまして、景観計画案としてまた見直していきたいと思っております。今日、２月 25 日、今年度第３回の景観審議会でございます。同じく今日、新しい景観条例の案を反映した内容について、市長への答申を予定しております。また、昨日、景観関連で「屋外広告物条例」の改正の内容につきましても、屋外広告物審議会で了承されまして、大場会長から市長へ答申を終えたところでございます。

今ほども、説明がありました、それぞれの条例案につきましては、来月３月議会に上程を予定しております。

次に、裏側をご覧いただけますでしょうか。こちら方のスケジュールでは、年度が替わった４月以降のスケジュールも含めて、今後の流れについて簡単に取りまとめております。３月までのスケジュールに付きましては今ご説明したとおりでございます。４月から５月にかけて、新しいその内容として景観計画の素案から案として見直したものを作りこんでいきます。５月に景観計画案がおおむね固まってこようかと思います。この時には条例に基づく施行規則の改正案といったものも出てまいりますが、その時期にまず都市計画審議会においてご審議いただきます。これは、景観法の中で、景観計画については都市計画審議会で審議しなければならないという規程がございますので、一度ご審議いただきます。その後、６月に景観審議会において、景観計画案を最終的にご審議願いたいと思います。

この、黒塗りの枠の中で、白の抜き文字になっておりますが、もう一つ、景観総合計画

案というものが書いてあります。こちらの方は、先ほども条例の中で位置づけられていた景観総合計画でありますが、これまでは、金沢市の都市景観形成基本計画という名称で呼ばれていた、いわゆる金沢市における景観マスタープラン、これについて名称を景観総合計画に改めるということでございます。その思いとしましては、マスタープランであることは間違いないのですが、市独自条例の部分、こまちなみ、斜面緑地、用水、寺社風景などなど、景観関連の条例を総合的に束ねる、行動指針となる計画であり、かつ、総合的な計画であるという位置づけであります。それと今、景観計画の中身につきましても同時作業で進めておりますが、両方セットで６月にご提示してこの景観審議会において最終審議をお願いしたいと思っております。

その上で、７月になりますが一番下の部分、その他のところで景観総合計画・景観計画の告示・縦覧を進めます。さらには、７月から地元の方々、市民の方々にその計画内容をお知らせすると言う意味で、周知のチラシを市内全戸配布、これは今 20 万部の作成を予定しておりますが、配布する予定であります。一方で、事業者説明会については、具体的に固まった段階で、７月から景観計画と屋外広告物条例を合わせて、共同で事業者説明会を開催しますが、その前にも５月の段階で、景観計画案が固まった段階でも事前にご説明していくということを予定しております。住民の方々にも同じく開催していく予定にしております。３月の議会で新景観条例・屋外広告物条例の改正案を上程しまして、議決が得られたならば、４月から９月までの半年間の周知期間を置いて、10 月１日から新しい景観条例それから改正の屋外広告物条例の施行を予定するということでございます。以上が、これまでと今後のスケジュールでございます。

次にＡ３の資料の方で、白いこちらの方の金沢市景観計画（素案）概要資料をご覧いただけますでしょうか。こちらについてご説明いたします。この内容につきましては、前回 12 月の景観審議会におきましても簡単にご説明しておりますので、少し割愛させていただきながらご説明申し上げますが、お手元の資料この概要資料は平成 21 年１月という日付が入っておりますが、先ほどもスケジュールでお話した、１月 20 日から２月 18 日にかけてパブリックコメントで、市のホームページで公開していた資料でございます。なお、これはあくまで概要資料でございまして、そのパブリックコメントでは、本編の方も公開しております。約 140 ページありますが、各章ごとに公開しました。この概要資料はその抜粋資料であるととらえていただければと思います。

第３章以降につきましては、これまでの市独自の条例で重複するという部分で省略して

おりますが、主に序章から第２章について本日、ご説明させていただきます。

では、表紙をめくっていただきまして１ページをご覧いただけますでしょうか。

「１．景観計画策定における背景と目的」でございます。こちらにつきましては、前回の景観審議会でもご説明しましたので、要約してご説明いたしますが、平成 16 年に今の景観法が制定され、また平成 20 年に石川県においても「いしかわ景観総合条例」が制定され、良好な景観を引き継ぐための取り組みが全国的に展開しているという中で、金沢市においても市民、事業者、設計・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、さらに風格と魅力ある金沢の景観を継承発展させるということを目的としているということについて書いてあります。

「２．景観計画の位置づけ」でございます。こちらの方につきましては、関連する基本計画等々、関わりについて取りまとめております。まず、最初に最上位計画としましては、金沢市の世界都市構想がございます。それを受けて景観的には、景観形成基本計画と書いてありますが、これは先ほども申しましたとおり、景観総合計画というふうに名称を変えますがマスタープランを作ります。それを踏まえた上での景観計画ということになります。これらの計画につきましては、都市計画や環境、それから緑といったそれぞれの分野の基本計画との連携を図り、また１月に歴史都市に認定された関連では、歴史遺産保存活用マスタープラン、歴史的風致維持向上計画等とも連携を図っていくということを図で示しております。

「３．景観計画の性格」についてですが、大きく３つございます。１つ目としては、長期的な行動指針である「金沢市景観形成基本計画」これも「景観総合計画」のことでございますが、その景観マスタープランを基本として、短中期的な運用実施計画としての位置づけが「景観計画」であるということでございます。２つ目として、市独自に進めてきた景観誘導方策に景観法に基づく法的根拠を持たせた計画であるということ。それから３つ目に、都市計画マスタープランや緑の基本計画等との連携を図りながら、景観形成に向けた実際の運用を通じて段階的に内容を充実させ、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画であるということでございます。この３つ目の表現なのですが、景観総合計画、マスタープランと異なりまして、景観計画は短中期的な運用実施計画でございます。また、景観法を活用する中でどの部分に法的な担保を持っているのかということで、具体的な区域基準を示すような内容となっておりますが、その内容につきましては適宜発展させていくということで、10 年間据え置きというような計画ではなくて、１年２年であっても具体

的な中身、取り組みが充実してまいった段階で適宜更新していくような計画の性格であるということでございます。

右側の方にいきまして、「４．景観形成の基本理念」がございます。こちらにつきましても前回簡単にご説明しました。それから、「５．協働による景観まちづくり」、「６．景観目標像」につきましても、前回の景観審議会でご説明しました。それから「７．金沢らしい景観の構造と保存・継承」、これも前回の景観審議会でご説明させていただきましたが、繰り返しますと、地形、歴史、土地利用といった重層性にさらに加えて、時間や暮らしといったものがあいまって金沢らしい景観の保存と構図が残っているということを踏まえまして、そういったものを保存継承してまいりたいという基本的なスタンスを示しております。

それから、２ページ方に移りまして、「８．景域別に見た景観形成方針」というものがございます。こちらは、金沢市として、景観を誘導する対象区域としまして、市全域を景観計画区域と位置づけて進めていくことを前提としております。これまでは、どちらかというとまちなかを中心とした区域を対象としていたのですが、市全域をとらまえるということでございますので、市全域の景観的な特性、地域的な特徴はどういうふうな形になっているかをとらえたのがこの景域でございまして、海のほうから、臨海景域、田園景域、市街景域、まちなか景域、山裾景域、中山間景域、山間景域というように類別しまして景域ごとの景観特性をとらえております。また、それぞれにの景域に基づいた、景観形成方針を定めております。

それから右側の方に続きまして、「９．区域・地区別にみた景観形成方針」でございます。こちらの内容は前回の審議会でもご説明したとおりでございますが、これが具体的に景観法を活用して今後、区域としてまた基準を設けて景観誘導していく範囲を端的に示した図でございます。少し前回の繰り返しになりますが、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、また新しく伝統環境調和区域を加えて、まちなかに３種類の区域を設けます。さらにそれぞれの区域についても景観特性を踏まえて、ＡＢＣＤＥ、ＡＢＣ、ＡＢといった 10 種類の細かな区域ごとにそれぞれの基準で誘導していくという考え方を持っております。

それから、郊外部においては大きく２通りの考え方がございまして、まず第一としましては広域幹線道路の沿道で重点的に景観誘導を進めていくということでございます。広域幹線景観形成重要区域となっておりますが、申し訳ありません、今条例の中身をつめてい

くなかで、「重要」というこの２文字が文頭に来る表現と代わります。「重要広域幹線景観形成区域」というふうに名称を変えたいと思っております。こちらは北陸自動車道、それから外環状道路沿道、津幡バイパス沿道といった金沢市にとどまらず周辺の市や町ともつながっていく広域幹線道路沿いについては、石川県でも新しい総合条例、総合計画の中で景観上重要な区域だと位置づけています。そこで、金沢市としても連携を図って、こういった広域幹線沿道では良好な景観形成に努めていきたいと思っております。第二に、それ以外の色や網掛けがかかっていない薄い緑色の部分の郊外部全域でございますが、こちらについても一定規模以上の開発であるとか建築物を対象として景観誘導を進めてまいりたいということをこの図で示しております。また、区域別・地区別にみた景観誘導方針も定めているところでございます。

次に３ページをご覧ください。「10. 景観誘導の基本的な考え方」というところでございます。こちらにつきましては主に私ども窓口で通常の景観に関する事務をやっておりますが、それを少し発展させた形で窓口対応をしていきたいということを示しています。そのためにも事業者の方々にどういうふうに取り組んでいただくかということを端的に２つの図で示しております。

上段の（１）設計・計画以前の段階から届出までの流れを示した図でございます。まず、通常ですと、設計・計画しようとする場所があるとすると、当該地にかかる区域指定を確認していただくこととなっております。そのあと、窓口の方に来ていただきましたら、景観形成基準というものをお見せして、それに基づいて設計・計画していただくようにお願いして、届出という流れになっていましたが、今回は特に景観形成方針というものを少し重要視しているというところが大きな特徴でございます。その中でも特に重要ととらえているのは、景観形成区域内（地区毎）というふうに二重線で囲まれている部分がありますが、これは先ほどの前のページでご説明した、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域といったまちなかの区域では、さらにその地域の歴史的背景、場所性、景観特性といったものを踏まえて基準を読み解いて設計・計画にかかっていただきたいとの思いです。あとで詳しくご説明しますが 94 地区の地区ごとの景観形成方針というものを作っております。ですから、単に景観形成基準というものをみて設計計画にかかるというのではなくて、その地区ごとの細かな景観形成方針という眼鏡をかけた上で基準を読み解いてもらう、その上で設計・計画にかかってもらうというのが一つ大きな特徴でございます。

さらに、下からの矢印で、時間・暮らしにかかる配慮事項ということで、今、本市は、歴史都市の認定を受けましたが、文化的景観という新しい文化財の概念も出ております、そういった内容との連携を図るためにも景観というものは人々の生活・生業、暮らしであるとか時間的なものと密接に関わっている部分があるのだということで、景観形成基準には盛り込めないのですが、配慮事項として取りまとめた部分があります。詳細については後ほど説明しますが、そういったものも併せて窓口でお渡しして、景観形成方針、それから基準、時間・暮らしにかかる配慮事項の３点セットで窓口でご説明した上で設計・計画に取り掛かっていただく、ということを考えております。これが、届出までの流れです。

届出以降の流れが下の図になります。ここで大きな流れとして変わってくるのが右下の部分になってきます。届出を受けて窓口で受理して審査して、適合すれば行為の着手という流れはこれまでと変わりませんが、不適合であった場合、順序からいいますと、助言、指導、勧告になりますが、ここまでは市独自の条例として、これまでも進めていた部分でございます。これに加えて景観法を活用することによって、さらに発展させて、氏名公表、変更命令といったもの、さらには罰則といったところまでを担保しているというのが今回の大きな特徴でございます。

変更命令につきましては、景観法で定められているとおり、あくまで建築物や工作物の形態意匠にかかることといった限定がございますが、こういったところまで踏み込んで今後は対応していくというふうな流れになるということでございます。それから、もう一つ、罰則に関連する部分として、届出の行為なのですが、届出無く行為に着手してしまった場合は罰則があると、要は無届けに対しては罰則があるということでございます。これも景観法で位置づけられている部分でございます。

また、届出の上に「30 日以上前」という表現がされていますが、これは行為をしようとするその日からさかのぼって 30 日以上前にはきちんと届出をしないといけないです。これも景観法で位置づけられております。ですから、何かしら新しい建築物を建築するとか、そういったことを行おうとする場合には 30 日以上さかのぼって届出をお願いしますということです。ただ、30 日以上前に届出をいただいて受理、審査の上適合している、景観上問題ないといった場合には、こちらの方でも了承の文書を発行しまして、すぐ行為にかかれる、30 日たっていなくても行為に着手できるということになります。しかし、これまでも窓口でありますように、行為を着手する本当に１週間とか３～４日前に届出書を出しに来て、これでお願いしますというようなことで出されても、審査の結果不適合で

あって、問題ありと判断された場合には、届出の日から 30 日以上たたないと行為に着手できないということがありますので、注意が必要であるといったことについては、事業者説明会でも丁寧に説明させていただいたところでございます。これが、大きな特徴です。

それから右側、「11. 重層的な区域設定による景観誘導方針」についてです。これは、新しい景観条例が作られた上でそれに基づいて運用する部分と、これまでの市独自条例で運用する部分と、さらに付け加えて地区別の独自のルール、特に都市計画制度に基づくルール等がございます。そういったものをどういうふうに重ね合わせて景観誘導を進めていくのかということをカラーの図で示しております。

まず、一番ベースとなるのが今回の新しい景観条例に基づく基準による景観誘導ということでございます。この内容につきましては市独自の条例の部分の景観形成基準でも共有できる部分、共通する部分につきましては抜粋・整理して、景観法に基づきまして、変更命令とか罰則までたどり着けるような、一本の基準として整理集約しているところでございます。

それからその上に、市独自条例に基づく景観誘導というのがありまして、これはどうしても景観的という切り口では盛り込めない基準とか、地区独自のさらに厳しい基準を設けているものがあります。例えば、斜面緑地保全区域ですと、斜面緑地保全基準というものがございまして、単に景観面だけではなくて斜面の安全性、防災面といった基準もございました。そういったものは景観面には盛り込めないので、それはさらに上乗せの基準として運用します。また、夜間景観ですとかそういったものにつきましても、夜間景観特有の考え方もございますので、別途上乗せの考えでいきますという話しです。そういったことで、景観条例に基づく部分を基準としながらも、さらにその上に市独自条例として残ってくる部分は少なからずあるということでございます。

さらにその上に出てくるのが、別途都市計画制度による景観誘導ということでございまして、具体的に申しますと、都市計画法に基づく風致地区の基準であるとか、地区計画によって定められた基準、地区独自のルール、それから市の独自条例であるまちづくり条例に基づいて作られているような、まちづくり協定、土地利用協定に基づく基準、そういったものをさらに上乗せしていくということで考えております。ですから、今、考えている市の景観条例というのは、その一番ベース、土台となる部分であって、それにどんどんと２層目３層目というふうに重ね合わせて景観誘導していきますということで、11 番にまとめております。

それでは、次の４ページをご覧ください。こちらの 12 番から後が、具体的な区域の中での基準の内容を具体的に示しておりますし、届出対象行為というものも詳しく説明している部分でございます。まず、「12. 景観形成区域における基準」ということで、これがまちなかを中心とした伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域といった３つの区域をまとめて景観形成区域と呼んでおりますが、この区域内では、ここに示す建築物・工作物・その他こういったものが対象行為になります、ということで建築物・工作物については、基本的にはすべての建築物・工作物の新築・新設であったり、増築・改築もしくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更が対象になるということでございます。ただし、10 $m^2$未満の小規模な行為につきましては一部適用除外といたします。

次に、その下の「（２）景観形成区域の区域・地区ごとの景観形成方針と基準」という中で、ここが細かな表になっておりますが、これが先ほど簡単にご説明しました今回、特に力を入れて景観形成方針を定めているという 94 の地区割りでございます。実際に、そういう景観形成方針の中身がどういうふうになっているかというのがその４ページ右側の上、具体的に１つの場所を抜粋して示しております。伝統環境保全区域の 16 番、卯辰山山麓寺院群地区についての景観形成方針の例でございます。ここでは、まず、基本方針をうたっております。それぞれのその地域の街路網であるとか地割とか、そういったものを背景とした歴史的な町並みの景観を保全継承しますとか、あとはその地区内の古くからの生活・生業を背景とした商店や住宅地、寺院・町屋等の歴史的建造物の趣と卯辰山の自然地形が調和した生活感が感じられる魅力ある景観を保全形成します、といった具体的な方針がうたわれております。そのほか、景観特性、景観体験といったもの、これは簡単に言い換えると意識すべき景観、守りたい景観といったことになりますが、そういったことにつきましても現地調査等を踏まえ箇条書きで示しているということでございます。景観体験というのは、その地区で体験できる景観ということでございまして、この考え方は平成４年に作られた景観マスタープランの中でも取り上げられている概念であり、それを継承してここであらためて表現しております。その他、隣接する地区との関係で背景となる景観や地区内からの眺望としてどういったものを意識するべきか、見えてくるかといったことを取りまとめております。

そのうえで、下に書いてあるような景観形成基準、これも１つの例として「Ｂ　伝統的な町並み区域」の低層建築物に関する基準を抜粋しております。位置・配置、形態意匠と

いったようなもの、それ以外の敷地利用とか工作物、土地の区画形質の変更等に関するこまごまとした基準がございますが、このような基準を設けて運用していこうという考えでございます。これが景観形成区域における届出対象、景観形成方針と基準でございます。

それでは１枚めくっていただきまして、５ページをご覧ください。５ページでは 13 番 14 番という項目がございます。こちらにつきましては、今ご説明しました景観形成区域を除く、郊外部の区域に関する部分でございます。北陸自動車道、外環状道路等の沿道においてはこの（１）に示すような届出対象行為となります。開発としましては、市街化区域内、土地の面積が 3000 $m^2$以上の開発、市街化区域外では、土地の面積が 1500 $m^2$以上の開発、このあたりの考え方に関しましては、都市計画法でいう開発行為になるのですが、これは市の都市計画課で金沢市のまちづくり条例として事前の協議・届出が必要な部分の対象とリンクさせているということでございます。それから、建築物については、建築面積 500 $m^2$を超える建築物または高さ 10 mを超える建築物、さらに工作物につきましては高さ 10 mを超える工作物、それから屋上に設置する高さ 1.5 mを超える工作物等について言及しております。この、屋上に設置する高さ 1.5 mを超える工作物等といったものはこれは新しく取り入れた部分でありますが、これは何かといいますと、ビルの屋上などに装飾塔といいますか、飾りで付けるようなもの、例えば屋外広告物でもないようなものを含みます。金沢市では、ビルの屋上に自由の女神像が乗っているようなところもございますが、そういったものも事前に届出していただいて景観誘導していきたいという思いでございます。

（２）としまして、ではどういったところが対象になるのかということなのですが、先ほど資料の中で２ページでは図で示していたのですが、具体的には北陸自動車道沿道と、外環状道路、津幡バイパス沿道では対象となる区域が若干異なります。北陸自動車道沿道は、道路の境界線から両側 100 mの範囲内、これは市街化区域でございます。それ以外の市街化区域外等では、道路の境界線から両側 500 mもの範囲内ということで若干広い範囲を対象としています。また外環状道路、津幡バイパスでは、道路の両側 100 mの範囲内ということを考えております。そういった範囲内で（１）に示すような対象行為は事前に届出していただいて基準にのっとった条件でお願いしていくものでございます。基準については、下に書いてあるとおりです。

それから、「14. 景観区域（その他の市全域）における基準」ということですが、これは今ご説明した広域幹線を除く郊外部の部分市全域に関しては対象となる開発行為が書い

てあります。これが先ほどの 13 番の届け出の対象行為と大変似通っていますが、何が違うかというと１点だけです。建築物でいう、500 m²を超える建築物、というものが 14 番ではありません。ですから、広域幹線の沿道につきましては、その他の郊外部よりもちょっとその届出していただく内容を細かく見て行きたい、500 m²を超える建築物も見ていきたいということでして、それ以外は 13 番、14 番は同じ届出対象行為ということでございます。基準につきましてもその下の方に、表として抜粋してご説明しているとおりです。以上が、具体的な基準になります。

次に６ページをご覧ください。「15. 時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項」とあります。これは金沢市オリジナルの部分でございまして、先ほど冒頭でもご説明しましたが、文化的景観という新たな概念も出てきた中で、景観というものが単に物理的に目に見えてくる景観だけではないと、その背景にあるような市民の生活、生業、暮らしといったもの、それから時間的な変化によっても景観というものはさまざまに見え方が変わってくる、魅力というものも異なってくるということをとらまえまして、基準にプラスアルファして配慮事項というものも併せてで示していきたいということでございます。

時間に関する事項ということころでは、経年変化とともに味わいや趣が感じられるような素材を採用するように努めてほしいということや、四季の変化が感じられる花や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽に努めてもらうとか、日中だけでなく夜間でも趣が感じられるような美しい夜間景観の形成に努めてもらうとか、それから暮らしに関する事項につきましても、いろいろな独自の配慮事項を設けております。さらに維持管理としまして、作ってしまえば終わりということではなく、その後も維持管理によって良好な景観の維持管理に努めていただくようにお願いしたいといった内容も設けております。

それから右側の方にいきまして「16. 推奨色・禁止色について」でございます。今回新しく、この推奨色と禁止色という考え方を持ちたいと思っております。まず推奨色としては金沢市の伝統的な街並みとして「地」となる色彩、ベースとなる色彩のことですが、これは木色であるというふうにとらえているということでございます。金沢市は 400 年以上もの間戦災に遭っていない、内外の戦火に遭っていないということで古い建物、木造の建物も数多く残っているといった中で、豊かな自然環境の中でやはりそういった木材の色をベースとした建物が多い、落ち着いた景観を醸しだしているということで、木色をベース

とする望ましい色彩の範囲ということでお勧めの色ということで、マンセル値で具体的に示しております。

それから、もう一つ（２）としまして禁止色がございます。これは、逆に絶対に使ってほしくないという望ましくない色彩を示しております。４つございます。①番として、黄・赤系の色相でいえば彩度が６を超えるもの、これはこれ以上になってくると鮮やかさが増して原色に近いものです。それから②番も黄色系でいきますと、彩度が４を超えてくるもの、これも同じくだんだん黄色の原色に近づいてくるもの、③番としては①番②番で示す以外の色相であって彩度２を超えてくるもの、グリーンとか紫とかありますが、そういったものについても彩度２を超えてくるものは駄目です。④番として蛍光色でございます。

この禁止色でございますが、基本的には外壁の部分で広く使われる面積を対象として運用していく予定でございまして、下の注意事項に一部書いてありますが、アクセント色として使用する場合につきましては使用する部位、面積によって景観上支障がないと判断される場合にはこの限りではないというような注意事項を設けています。これは事業者、店舗等でどうしても企業カラーとかで、アクセントとして部分的に用いたいということについては、賑わいづくりとういう面から景観を評価できる部分もあるということでこういう注意事項を設けております。また、上記以外の色彩につきましては、すべて認められるものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断されるものであります。あとは神社等の歴史的な建造物で、歴史的・伝統的に使用されているものについてはこの限りではないということを示しております。これは金沢市内でいいますと、たとえば尾崎神社、金沢でいう東照宮の位置づけですが、そういったところでは朱色の鮮やかな色合いが使われております。これは、禁止色の範ちゅうとなりますが、これは歴史的・伝統的にもきちんとその場所で使われ、認められており、そういったものは禁止色とはとらえないということを書いております。

最後になりますが 17 番でございます。これまでご説明した基準の内容、色彩も含めてですが、運用に関する特記事項として基準の中だけでは示しきれない部分を表現しております。まず最初に神社教会等の建造物において歴史的・伝統的に認識されている形態意匠や色彩等についてはこの限りではない。今ご説明した内容と一部重なってまいりますが、形態意匠についても同様であるということでございます。例えば、教会等であれば屋根の部分の形態が尖塔型で上に十字架が乗っているといったものは具体的に基準でいうと望ま

しくないのですが、それは教会という性格上ＯＫでしょうということですし、また新たな形態意匠を取り入れた建築物であっても周辺の街並みと調和した素材・形態意匠（色彩を含む）として配慮されたものであって、別途、都市景観審議会等で審議審査されたもので景観上支障がない、もしくは本市の景観形成に寄与すると判断された場合はこの限りではない。すなわち、基準がオールマイティー、すべてではない、ということでございます。

これは具体的にどういったものを指すかというと、例えば金沢 21 世紀美術館はあの区域からいいますと伝統環境保存区域になっておりまして、景観形成基準をすべて読み解いていくと完全にアウト、問題があるというものになるのですが、その場所性、公共施設としての性格、それから新しい時代としての優良な建築物としての評価も踏まえまして、これは金沢市にとっては逆に全体で見ると魅力ある景観形成に寄与すると判断できるといったもので評価できるものであると思います。民間の建物におきましても、そういったことはいえると思います。

それから、最後になりますが、白・黒系の漆喰等の伝統的な素材や自然素材を用いる場合でも周辺の街並みとの調和に配慮し、使用する面積比率・バランスに留意したものとする、ということでございます。これはわれわれ窓口でも時々対応するのですが、漆喰等の伝統的素材を使っていれば問題ないでしょうということで、例えば店舗などであっても真っ白とか真っ黒の漆喰で外壁全部を塗ったような、建築物、これは伝統的な素材だから認められるのでしょう、というような話があります。これは必ずしもそういう話ではなくて、やはり漆喰とかという素材は金沢町家に代表されるような歴史的建造物で使われる場所とか部位がありまして、面積バランスとして金沢らしい景観を醸しだしているということであって、それを悪意にとらえて何でもかんでもよしとするということはしないという主旨ののただし書きでございます。

大変長くなりましたが、以上でご説明を終わります。

（渋谷会長）　ご苦労さんでした。初めに、終了予定を３時半くらいと申し上げておったのですが、その時間に近づいてまいりました。一応、３時半までの間にトイレ等、ちょっと一息入れていただいて、そして、再開をしてご質問ご意見をお伺いしたいと思います。ちょっと４～５分休憩どうぞ。

＊＊＊休憩＊＊＊

（澁谷会長）　それでは再開したいと思います。あらかじめご予約をされた委員がいらっしゃいますので、黒川委員からどうぞ。

（黒川委員）　私はやや郊外に住んでいるものですから、14 番のいわゆるその他の区域外になるのですが、ここに 10 m以上とか書いてあるのですが、そういうものが景観を阻害するということはあまり普段あまりなくて、むしろ農業関係のビニールハウスとかが結構目立つのです。最近は、ハウスをしなくなってそのまま放置するので骨組みの残骸とか、耕運機の使わなくなったものですとか、私のあたりはそういうのが結構目立つのです。一部は持ち主と交渉して「こちらで廃棄しますよ。」ということをやったこともあるのです。それから今ちょうど樋口先生も見えていますが、いわゆるコンケイブ（concave）地形ですね、眺望景観ですと。見下ろしたときは高さが５mか 10 mかということはあまり関係なくて、それよりも上から見たときの面積なのです。そういう時はハウスなども非常に大きい面積を占めることになるのです。それから、ここに書かれていることに入るのでしょうか、大規模に田園を駐車場化して工作機械が置かれているという景観も私のところからは非常によく見えます。それから、風致地区といいますか伝統環境保存区域に隣接するところでは、卯辰山麓寺院群なんか行きますと、はずれの方では、大きなビニールシートで囲ってあるところがあって、私も調査のときも景観阻害要素として抽出しましたが、そういうものも景観の規制からはすっぽり抜けていると思います。農業関係にやはりこの精神を徹底していただいて、農業でも例えば長野県の飯山市などは、菜の花の里として健全な営農をすればとてもきれいなのです。一面の菜の花の風景というのはそれだけで客を呼んでいます。ですから農業関係の方にもぜひ協力いただけるような中身が欲しいと思います。

（澁谷会長）　ありがとうございました。では、続けてどうぞ、はい。

（委員Ａ）　景観法に定められたもので適用になるのかなと思いながらの質問なのですが、先日の東京の武蔵野市の赤白の家の裁判がありましたね。あれは結局判定は訴訟を起こした方が負けたのですが、もしこういう問題が出た場合は景観条例ではどういう処理をするのですか。　訴えられたときとか、訴えなければならないときとか。

（事務局）　はい、ただ今のご指摘にお答えします。まず、景観形成区域内ですとか広域幹線とか郊外部の方で該当するものにつきましては、それに基づいてまず先ほどご説明したとおり、助言・指導・勧告に加えてさらに変更命令とか罰則とか、そこまでは同じように対応できるかと思います。ただ、そこまでやってどうしても罰則を受けてでもやりとおすという方はいらっしゃるかどうか分かりませんが、そこまでは今回新たに景観法を担保としてやる形になります。一つ問題になるのが郊外部の方は今黒川委員もおっしゃられましたが、高さ 10 mを超える建物について届出対象になってきますので、逆に言うとそれを超えない二階建ての建物、東京の今ご指摘があったような建物などは 10 mは超えないと思うのですが、そういった郊外部で赤白のコントラストがあるような建物が出てきた場合、これは届出されなくて勝手にやられるようなことが想定されます。これにつきましても、基本的には景観計画区域というのは市全体をとらまえてやっておりますので、禁止色の考え方は有効でございますし、先ほどの条例のＡ３のペーパーの３ページ、40 条で美しい景観のまちづくりに重大な影響を及ぼす恐れのある行為といったものを載せてあるのは、そういったケースに関わっていけるようにと考えております。ですから、郊外部で届出が出ない部分においても、40 条に基づいて助言・指導・勧告といったものがありますので対応できると思います。

（委員Ａ）　それは分かるのですが、基準を超えた場合も武蔵野の例みたいなもので、もう裁判所ですか。

（事務局）　武蔵野の場合はそういったルールを設けていない地区だったと思うので敗訴になったと思うのですが、今回の場合はこういったルールをきちんと設けているので武蔵野の場合とは違う結果が想定されると思います。ですから、こういうことを決めておけば、裁判になったときはこちらの方が有利なのではないかなと思います。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。この後、市長に答申の時間もございますのであと一つか二つ。どうぞ。

（竺委員）　新しい景観条例ですが、非常にきめ細かくなったということが一つと、いろいろな景観要素がありますが、そのコンフリクト（葛藤する部分）なども複合的にとらえ

る視点ができているので結構だと思います。一つ教えていただきたいのはこういうことをきめ細かくやっていくときには、それをモニタリングするというかサーベランス（監視）する、常時、監視という言葉はきついですが、モニタリングしながらどう変わっていくかをきめ細かくやっていかないと、こういう条例は実効は上がらないと思うのですが、そういうサーベランスの方法とか組織というのは考えられているのでしょうか。

（事務局）　今のご意見ですが、大きくは二つの取り組みがあろうかと思います。一つは景観パトロールのようなものでそういうサーベイをしてチェックしていく体制だと思います。もう一つはこういうきめ細かい取り組みをやっていきますと、われわれ事務方で推測するところによりますと、現況で年間 400 件くらいの届出があるのですが、恐らく 1000 件くらいの届出に増えるだろう、2.5 倍くらいの事務量になるだろうということが想定されます。

そういった中で郊外部も含めて、一定規模以上の建物も出てまいりますので、竺先生も森先生もご存じのとおり、建物部会とかで審議するこれまでのシステムだけではなかなか厳しいのかなという中で、新しい景観条例が施行された際には、建物部会の組織的な体制を少し変えていかなければいけないのかなと。もう少し機動的に開催していくことや、その場合も人数は 10 人程度で当番制で持ち回りにするなどして、適宜相談して助言・指導・勧告という素早い対応をしてやっていくような体制を整える必要があるのかなと。これはすでに屋外広告条例で小作委員も関わっていらっしゃいますが、屋外広告物審査会ということで届出のあった広告物について週に１回、審議する機会があり、そういったものに習ってやっていきたい。また、組織で機動的に対応していきたいと思っております。

（澁谷会長）　樋口先生いかがでしょうか。

（樋口特別委員）　幾つかあります。まず最初に、景観条例は一般的に建物とかハードに物を作るそういうところの分野がそういう行為に対してコントロールをするという色彩が強いというか、都市計画部局とか建築部局から出てきているのでそういう傾向があるのだと思うのですが、日本で景色とか景観、昔は景観という言葉もなかったのですが、景色とか風景といいますと、まず歌枕なのです。それから、四季の名所、それから年中行事、それが景色の三大要素なのです。ですから、そういうものを入れておいた方がいいのではな

いかと私は思います。歌枕、名所ということです。それはここに入っていますよ、金沢城入っていますから名所です、ということにもなるかと思いますが、名所という見方からして落ちがないかというチェックをしていく必要があると思います。

それから四季の名所入っていますか、ということですね。それが意識的な形で入っていないというか、最初から四季の名所という枠組みでとらえていくのと、こういう物理的な環境をずっと押して出していくというとらえ方ですと、何か落ちてしまうのではないか。川といってもその中で名所になる所は、瀬になるとか淵になっているとか川が曲がっているとか、特徴があるわけです。そういう所を日本人は景色として見てきたわけですから、そういう所の落ちがないかということです。一応そういう歌枕になっている名所、場所の特異性に非常に関わっている所、それから四季の名所、それから年中行事ですね、こちら側にお祭りとかいろいろ入っていましたからその辺も落ちはないとは思いますが、その三つはとらえておく必要があるのではないかと思います。

それから、読んでいて気になった文言が幾つかあります。大きな紙の２ページ、新景観条例の概要というところで、「美しい景観のまちづくり」という言葉が最初聞いていたらちょっと特異だなあと思ったのですが、ずっと聞いていたらおかしくなくなる言葉なのですが、でもよく考えるとちょっとおかしいなという感じがするのです。「美しい景観のまちづくり」というのが一つの主語というか主格になるのですが、もう少しまとめられないだろうか。美しい景観まちづくりとか、そういう言葉は、景観まちづくり協議会とかいうのはあるので、「の」を入れる必要はあるのだろうかと表現上気になりました。やはり入れなければよくないということであれば構いません。

それから景観計画の素案の方ですが、３ページ目のところで 10 番、左上の方ですが、これは前の資料にもあったのですが、景観形成方針、景観形成区域内ということで、基本方針、景観特性、景観体験ということで、景観体験という言葉が入っています。景観特性というものを一般的に物理的な特性としてとらえるとそういうことから、こういう景観体験という言葉をもう一つ挙げているのではないかと思います。しかし、景観特性というのは物理的な特性ではなくて、物理的な特性から人は美的に何を感じとるかという景観体験ですね、それが景観なわけですので、景色といってもいいのですが、あえて分ける必要はないのではないかと思います。景観特性でいいと思います。文章の中で景観体験も含めたもので表現すればいいということです。景観特性は物理的な特性ではありません。それは環境特性になってしまいます。ですから景観特性といった場合には、物理的なものを人は

どう感じとっていたかというそういう意味も含まれますので、一般には入らないと思います。

それから、４ページの右上の伝統的景観保存区域、この中に入っているものもそうです。ですから、物理的な特性と景観体験、なかなかこれを一体にして表現するのは難しいとは思いますが、そういうことです。

それから、その下側の「Ｂ　伝統的街並み区域の低層建築物」とか、そこにいろいろ基準が書いてありますが、お役所が作る条例はすべて文章だけで表現されているのですが、本当は絵があった方がいいのですね。ただ、絵を描くと、「これだ」と決めてしまうので駄目なのでしょうけれども、できれば、これはぜひとも何か図面を入れた方がいいと思います。特に住民の人たちに説明する場合は、そういうものがないとこれでは何を言っているか分からなくて、建築屋さんなら分かるでしょうが、そのあたりを気を付ける必要があると思います。

それから、15 番目の配慮すべき事項ということですが、これが先ほど言いましたその他の時間と暮らしに関わるものということで、実は日本人の風景観・景色観というものがここに非常に関わっていたということで、これがもう少し表に出てくるような表現が必要なのかなという感じがいたします。もう一つ、落ちているのは、先ほど歌枕と言いましたけれども、金沢は文学者がたくさんいまして、文学に関わる名所というのがたくさんあると思うのです。それは金沢の特異なところだと思うので、やはりそういうものは先ほど言った名所の中に取り入れて、それをどういうふうに保全していくかという方針も、ぜひ入れた方が金沢らしい景観条例になるのではないかという印象を持ちました。以上が聞いていて感じ取ったことです。

（澁谷会長）　ありがとうございました。それでは、大変残念ですが予定した時間も来ておりますので、一応今日の論議はここで打ち切りたいと思います。ただ、さっきスケジュールにもありましたように、３月中に条例の議会の審議もあるようですから、今日の話を聞いた上でお気付きの点なり、なんなり思いつかれたことがありましたら、どんどん事務局にお申し出いただいて、事務局もこれをよく聞いてあげてください。

それでは、今日用意された金沢市景観計画素案について、この形で市長に答申するということでご了承得られましたでしょうか。

（委員全員了承）

（澁谷会長）ありがとうございました。それでは一応これで市長に答申をしたいと思います。なお、ぜひ積極的にご意見をたまわれば幸いです。今日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。

５　閉会

（事務局）　澁谷会長さん、ありがとうございました。また委員の皆様方には、活発なご審議ご意見ありがとうございました。より一層、本市の景観向上に向けて努力していく所存でございますので今後ともよろしくお願いいたします。本日の審議会はこれにて終了させていただきます。なお、次回は、３月 26 日木曜日なのですが、今年度最後の審議会を予定しております。詳しくは追って連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。